

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

川崎市長

## 公表日

令和3年11月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子健康保険法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保険の向上に寄与することを目的とする。母子保健法による保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等を行う事務である。</p> <p>このうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は次のとおりである。</p> <p>1 母子健康手帳の交付に関する事務 妊娠届の受理及び審査、母子健康手帳の交付を行い、妊娠中の経過や出生後の子供の発育や発達等の記録の管理・保管に関する業務を行う。</p> <p>2 新生児等の訪問指導や健康診査等に関する事務 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨、低体重児の届出の受理又は審査、未熟児の訪問指導の実施、健康診査の実施及び勧奨、新生児の訪問指導に関する事務を行う。</p> <p>3 母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務 保健指導に関する事務を行う。</p> <p>【中間サーバ・システム連携基盤番号連携サーバにおける事務の内容】</p> <p>①新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人番号識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件)</p> <p>②番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p> <p>③番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件)</p>
③システムの名称	母子保健情報システム、システム連携基盤、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子管理関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第1の49の項</li> <li>川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の56条の2の項、69の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども支援部こども保健福祉課
②所属長の役職名	こども保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども未来局こども支援部こども保健福祉課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2450</li> <li>・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108</li> </ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども未来局こども支援部こども保健福祉課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2450</li> </ul>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第1の49の項(主務省令事項を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第11号)</li> <li>川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第1の49の項</li> <li>川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</li> </ul>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> 番号法第19条第7号 別表第2の70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条第1号、第2号、第3号及び第4号)	<p>【情報照会】</p> 番号法第19条第8号 別表第2の69の2の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年10月1日	令和3年10月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日	令和3年10月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない